

## 平成25年度第2回弘前市地域密着型サービス運営委員会要旨

日 時 平成26年3月25日(火) 午後1時～午後2時

場 所 弘前市役所 特別会議室

出席委員 山中朋子、波多野厚緑、田村瑞穂、柴田典明、前田淳彦、今幸夫  
吉本睦子、奈良岡裕次、木立るり子、中谷恵

欠席委員 小川幸裕、三上弘文、木村留次郎

案件(1)認知症対応型通所介護事業所の新規指定について

竹内課長が資料(1～10ページ)に沿って審議内容を説明した。

発言者	内 容
田村会長	只今の報告について意見ですとか疑問がある方はいらっしゃいますか。問題がないようなので案件(2)に移ります。

案件(2)弘前市地域密着型サービス事業者の指定更新について

竹内課長が資料(11～17ページ)に沿って審議内容を説明した。

中谷委員	今回の審査は書類審査という事だと思うんですけど消火設備等について、一番最初の指定の時は現場確認等を行ったと思うんですけど、そういった設備について今現在も有効に使うことができるか等についてお聞きしたいんですけど。
竹内課長	今の質問について、弘前市地域密着型サービスとデイサービスについて、市ではですね、二年に一回各事業所に訪問しまして、火災報知器から防災訓練まで一式審査しまして、その中で不備があれば是正していただくことをお願いしています。
田村会長	現地に行ってるという事ですね。
竹内課長	はい、そうです。
田村会長	大変大事な質問だと思います。私も聞きたいと思ってました。医療機関などのようにスプリンクラーの設置義務もあるんですか。
齋藤係長	はい、グループホームにつきましては、現在45の事業所を指定しておりますけど、義務のある45か所のうち、一カ所だけ消防法の特例で設置を免れている事業者がございます。ほかの44についてはすべて設置済みという事になっています。以上です。
奈良岡委員	ちょっとよろしいですか。あの、従業員の専従と兼任の話です。結構動きが激しい業界らしくて、しょっちゅうやめていくと、いったん審査が通って指定になりました。そしておやめになったとします。そうすると、言葉悪いかもかもしれませんが、しっちゃかめっちゃかじゃありませんか。専従者と兼務、施設がいくつもあるときに誰が専従で誰が兼務なのか、施設側で変えてほしいんですけど。そのへんのチェックはどのようになっているんですか。
齋藤係長	勤務体制のチェックをどのように行っているかという質問についてですが、まず一つ目として、管理者等の変更があった際には届出が必要となっており、そのタイミングで勤務状況の一覧を提出をしていただいて、何か不備があれば確認するという体制をとっています。もう一つは先ほど課長の方からも説明がありましたが、市の方では、通年で施設の方に赴いて実地指導を行って設備の確認とともに、必要な書類の確認も行っております。
奈良岡委員	それは何年で一巡ですか。
齋藤係長	二年で一巡することになっています。

山中委員	<p>教えていただきたいんですけど、運営基準の衛生管理ってところがあって、グループホームの場合には特別養護老人ホームと違って入居者の健康診断の義務はないんですよね、そういう意味では健康管理ですとか衛生管理が手薄なサービスだなと私たちの方では認識しています。その点で皆さんの立場から、衛生管理等に関してどのような指導を行っているのかお聞きしたいです。</p>
山崎主査	<p>衛生管理という事ですけど、運営規定の中で事業所でノロウイルスですとかインフルエンザが発生した際のマニュアルが整備されているかという事を確認しています。</p>
山中委員	<p>という事は入居者さんの健康管理というのは、みなさんの方の指導の範囲ではないという事ですか。体調悪ければ受診していただきって世界ですか。</p>
山崎主査	<p>そうですね。病院に行くことが必要である場合などには事業所の方で付き添いを行っていただいておりますが、指導という範囲までは行っていません。通院が必要な入居者様に対しては、事業所の方で送迎して付き添いしていただいておりますが、指導とかそういう風にはなっていないのが現状です。</p>
田村会長	<p>ちょっとわかんないですけど大丈夫ですか。</p>
山中委員	<p>グループホームに限らないんですけど、高齢者の方の結核の割合が結構多い物ですから、グループホームで発生した場合には、定期健康診断というのが制度上ないので、何年も写真撮ってないという事例もあったものですから、感染症法に基づいて市町村等が実施している結核検診というのは無料でできるので、そこに歩いて行けるかっていう問題もあるんですけど、そういうこともできますよっていう情報提供もしていただければよいと思います。</p>
田村会長	<p>確かに結核っていうのは日本でまだ何万件も発生しているので、こういう所で発生すると集団感染という事になるので、防いでいくためにも何らかの文書で知らせていく必要があると思います。 火災・事故の事については一つ終わったんですけど、グループホームの場合には宿直とかの人数も少ないし、それでつらい、過酷だと言われていて、たまに傷害事件とかも報じられているんですが、市内の方ではそういった事件はないんですか。</p>
竹内課長	<p>今のところ、傷害事件だとかそういった報告はございません。</p>
田村会長	<p>噂もない？</p>
竹内課長	<p>噂もないです。職員のけが等については必ず報告規定がございますのでそれはありますけど、傷害という形では報告はきていません。</p>
田村会長	<p>入所者に対するという事ですか。</p>
竹内課長	<p>はい、そういうことです。</p>
田村会長	<p>まあ、後で行政当局の責任を追究されることもあるので、時々はそのようなチェックも必要なのではないかと思えます。忘れたころに、というか忘れる前に起きる可能性がありますから、火災事故、傷害など。これで一通り説明は終わったことになるんですかね。全部問題ないという事でよろしいですか。</p>
竹内課長	<p>はい、私たちの方でチェックしたところすべて問題はございません。</p>
田村会長	<p>どうしても株式会社でやっている所もあるので利潤という事になりますので、さっき言った衛生管理、火災事故防止その他の事にお金を使わないようにすると思うので、ご注意ください。何かほかにもございますでしょうか。 それでは以上で終わります。</p>